

関係各位

日本弁理士会

国際活動センター主催ウェビナー

「EUIPO ウェビナー～欧州共同体意匠 (Registered Community Design(RCD) )～」(通訳あり)  
開催のお知らせ

■日時・会場

日時：令和2年12月3日(木) 16:50 - 21:30

会場：ウェビナーのため、会場はございません。各自の端末からご受講ください。

■定員

500名

■講師(予定)

・ Jacqueline Winkelmolen

Team Leader, International Cooperation Service, International Cooperation and Legal Affairs Department (ICLAD) EUIPO

・ Antje Soder

Senior Design Expert, Legal Practice Service, ICLAD, EUIPO

・ Rebecca Santana Davies

Senior Design Expert, Legal Practice Service, ICLAD, EUIPO

・ Stephan Hanne

Senior Design Expert, Legal Practice Service, ICLAD, EUIPO

・ Manuel Soriano Rodriguez

Project Manager, International Cooperation Service, ICLAD, EUIPO

・ Konstantinos Ampatzis

Project leader CP10, European Cooperation Service, ICLAD, EUIPO

・ Marianna Kondas

Country Manager Japan, International Cooperation Service, ICLAD, EUIPO

・ Núria Franqueza

Trainee, International Cooperation Service, ICLAD, EUIPO

■講演言語

英語(日本語の通訳を提供します。)

Zoomでの同時通訳機能の使い方については、申込後に自動返信されるメールをご確認ください。

■申込

以下のURLからお申し込みください(※先着順)。

<申込期限・キャンセル>令和2年12月2日(水)正午まで

ウェビナーに参加するためのURLが申込後に自動返信されます。

[https://www.benrishi-navi.com/f/?id=a8630&type=EUIPO\\_WEBINAR](https://www.benrishi-navi.com/f/?id=a8630&type=EUIPO_WEBINAR)

[問合せ先]

事務局 業務国際課 EUIPO ウェビナー担当者宛て

E-mail: [gyoumukokusai@jpa.or.jp](mailto:gyoumukokusai@jpa.or.jp)

※本ウェビナーに関する技術的なお問合せには回答できかねますので、ご了承ください。

## 《ウェビナーの内容及びアジェンダ》

### 【内容】

欧州連合知的財産庁（EUIPO）より、「EUIPO ウェビナー～欧州共同体意匠（Registered Community Design(RCD)）～」(通訳あり)を開催していただきます。

欧州共同体意匠制度の出願から登録までの手続きの流れのほか、無効審判の手続き、登録要件の1つである“個性的特徴（individual character）”やその他の意匠登録に必要な事項について、審判決をもとに解説していただきます。また、最近の欧州共同体意匠法の改正点やEUIPOが提供する意匠や意匠分類のデータベースについてもご説明いただきます。

欧州連合知的財産庁の方から直接お話をいただける数少ない貴重な機会です。奮ってご参加ください。

### 【アジェンダ】※一部変更になる場合があります。

- |             |   |
|-------------|---|
| 16:50～17:00 | Opening remarks JPAA  |
| 17:00～17:10 | EUIPO latest developments (Jacqueline Winkelmolén)  |
| 17:10～17:50 | Brief explanation of Registered Community Design (RCD) proceedings from filing to registration and Invalidity procedure (Rebecca Santana Davies)                    |
| 17:50～18:15 | Specific issues related to the RCD protection: designs dictated by their technical function and designs of interconnections, designs of spare parts (Stephan Hanne) |
| 18:15～18:30 | Question and Answer session   |
| 18:30～18:45 | Break   |
| 18:45～19:15 | Case law overview on individual character (Antje Soder)   |
| 19:15～19:45 | Common Practice – Criteria for Assessing Disclosure of Designs on the Internet (Konstantinos Ampatzis)  |
| 19:45～20:00 | Question and Answer session   |
| 20:00～20:15 | Break   |
| 20:15～20:45 | Overview of EU Design Law Reform (Stephan Hanne)  |
| 20:45～20:50 | Question and Answer session   |
| 20:50～21:20 | Demo DesignView (design data base) and DesignClass (design classification database) (Manuel Soriano Rodriguez)  |
| 21:20～21:25 | Question and Answer session   |
| 21:25～21:30 | Closing remarks JPAA  |

《受講にあたってご注意いただきたい事項 1 / 2》

本ウェビナーのお申し込みは、以下の確認および同意を前提とします。

(受講にあたって)

【重要】本ウェビナーの受講者は、申込者本人に限定します。参加するための URL を他者と共有、公開しないでください。

【重要】本ウェビナーの受講は、1人1台のデバイス（機器）で参加ください。

【重要】本ウェビナーの参加には、受講者の責任において、参加に必要なコンピュータ、利用環境、通信機器、通信回線その他設備を保持し、設定および管理するものとします。

- ・本ウェビナーの録画、録音等は禁止します。
- ・安定したインターネット環境下で受講ください。
- ・本ウェビナーに参加する前に Zoom のテストミーティングにご参加頂き、マイク・スピーカーの確認を推奨します。

<https://zoom.us/test>

(免責事項)

- ・本ウェビナーは、Zoom ウェビナーを利用してインターネットで配信するため、ご利用されるデバイス、インターネットの通信状況等により、参加できない場合があります。その場合、当会は責任を負いません。
- ・本ウェビナーは、講師もしくは当会の都合により中止、延期、または中断する場合があります。
- ・本ウェビナーは、Zoom ウェビナーの機能を用いて同時通訳を提供しますが、システムのトラブルやその他のやむを得ない事情により、提供を中止する場合があります。

なお、同時通訳機能の使用には、アプリのダウンロードが必要です。

以下のリンクより、あらかじめダウンロードをお願いいたします。

[https://zoom.us/download#client\\_4meeting](https://zoom.us/download#client_4meeting)

また、最新のバージョンへアップデートされているかにつきましても、あらかじめご確認ください。

《受講にあたってご注意いただきたい事項 2 / 2》

(ウェビナーの内容に関して)

1. 本ウェビナーにかかる映像、画像、テキスト、音声又は関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）に関する著作権は、著作者に帰属します。
2. 本コンテンツは、本ウェビナー視聴用途のみにてご利用ください。
3. 本コンテンツの複製（ダウンロードのほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、上映、公衆送信（送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等は、目的の如何を問わず、お断りさせていただきます。
4. 本コンテンツを、著作者の許諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、講演者等の肖像権等を侵害する行為でもあります。

(その他)

- ・本ウェビナーを行う WEB サービス（Zoom サービス等）の規約に違反する行為は禁止とします。